

# 農政改革の検討状況について (参考資料)

平成21年6月

農林水産省

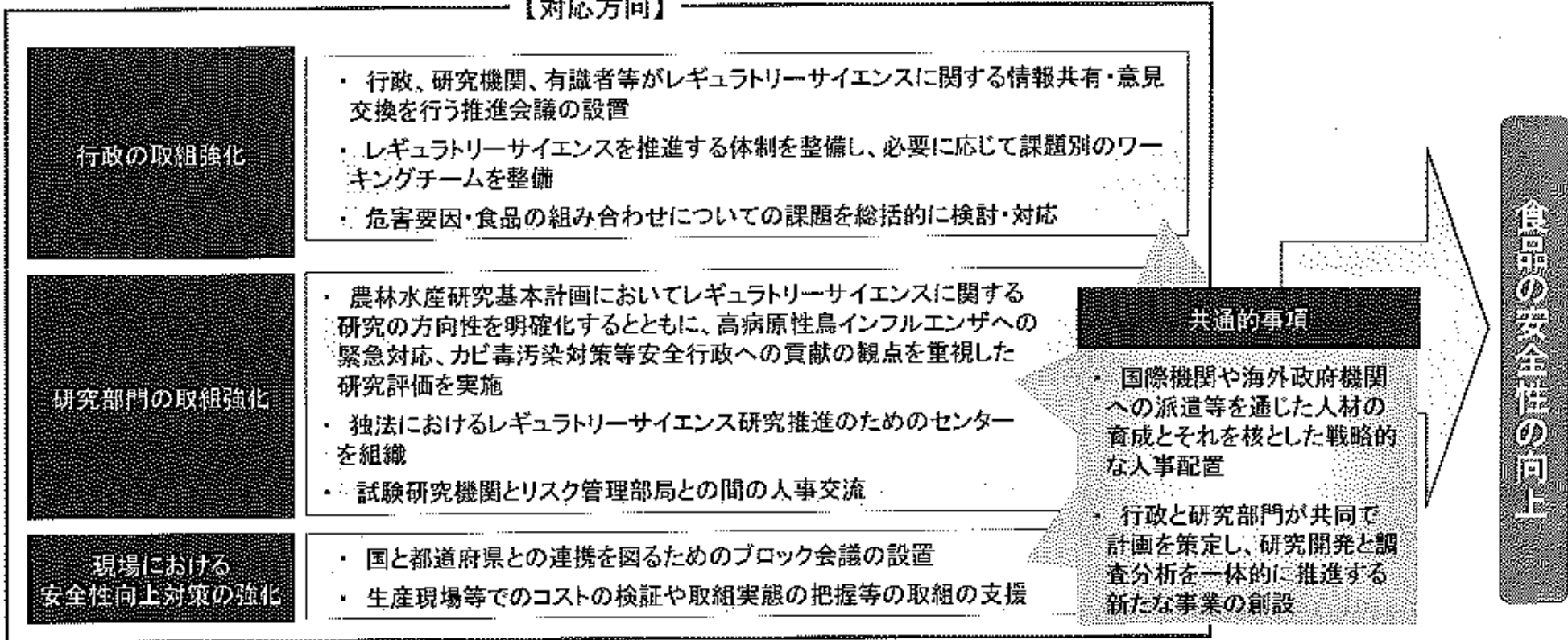
## 目 次

レギュラトリーサイエンスの充実・強化に向けた体制の整備等	1
食品情報開示の仕組みの構築	4
食への信頼向上活動評価システムの確立	5
担い手の育成・確保について	6
農業金融について	8
平成の農地改革の現場での取組の徹底	9
耕作放棄地解消対策	10
農業所得の増大に向けた取組方向	11
農業所得の増大に向けた品目ごとの戦略的対応方針	12
農協の経済事業について	19
所得増大のための輸出戦略について	20
食料自給率目標の検討方向	22
我が国からの海外民間投資の促進について	23
輸入の安定化、適切な施肥の指導等を含めた総合的な肥料確保戦略	24
農山漁村総合活性化対策	26
「緑と水の環境技術革命」の実現	27
農山漁村IT活用総合化プロジェクトの推進	28

# ○ レギュラトリーサイエンスの充実・強化に向けた体制の整備等

- レギュラトリーサイエンスの充実・強化に向けた体制整備を図るため、行政や研究部門の取組を強化するとともに、都道府県における安全性向上対策の強化。
- また、科学的検討に基づくリスク管理措置を策定できる人材の養成等を図るほか、行政と研究部門が共同で計画を策定し、研究開発と調査分析を一体的に推進。

## 【対応方向】



緊急時における迅速かつ適切な判断を可能とする仕組みの整備

食品事故などの問題が発生した際に、行政において迅速かつ適切に科学に基づく判断ができるよう、問題の検証や対処方法の策定等を緊急的かつ的確に実施する体制を整備。



# 【参考】リスク管理の推進

- 「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」に基づき、
- ① 危害要因の健康への悪影響に関する知見や汚染実態調査の結果等の科学的データの収集・分析
  - ② リスク管理を的確に進めるために必要な調査・研究の企画・実施
  - ③ 生産現場の実態に係る情報の収集・解析の強化等を通じた、多様な産地・品目を考慮した実行可能な指針等の策定
  - ④ 指針に基づくリスク管理措置の実施  
等の取組を着実に実施。

## 麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染の低減に向けた取組例

### ①リスク管理の初期作業

- ・平成14～19年度にかけて、かび毒に関する含有実態調査を実施
- ・情報収集、科学的知見に基づく解析
- ・産地での現地調査等の実施（11回）

※ デオキシニバレノール(DON)・ニバレノール(NIV)とは、麦の赤かび病の原因となるかび(フザリウム属)が穂に感染・増殖して作るかび毒



### ②リスク管理措置の策定

・実施指針「麦類のDON・NIV※汚染低減のための指針」を提示

《措置》

- ・できるだけ赤かび病抵抗性がある品種を選択
- ・麦種ごとに防除適期を明示

※ 麦類のかび毒は、生産段階における取組により汚染を大幅に低減可能

- ・効果の違い等を考慮して農薬を選択
- ・乾燥調製時の仕分けを徹底

### ③リスク管理措置の実施

反映

工程管理(GAP等)に反映することで、効果的に普及

産地・農業者

- ・抵抗性がある品種の選択
- ・排水の徹底
- ・適期に播種

- ・麦種ごとの適期防除
- ・効果の違い等を考慮した農薬選択
- ・農薬の飛散防止

- ・適期収穫
- ・水分が落ちてから収穫

農協

耕起

播種

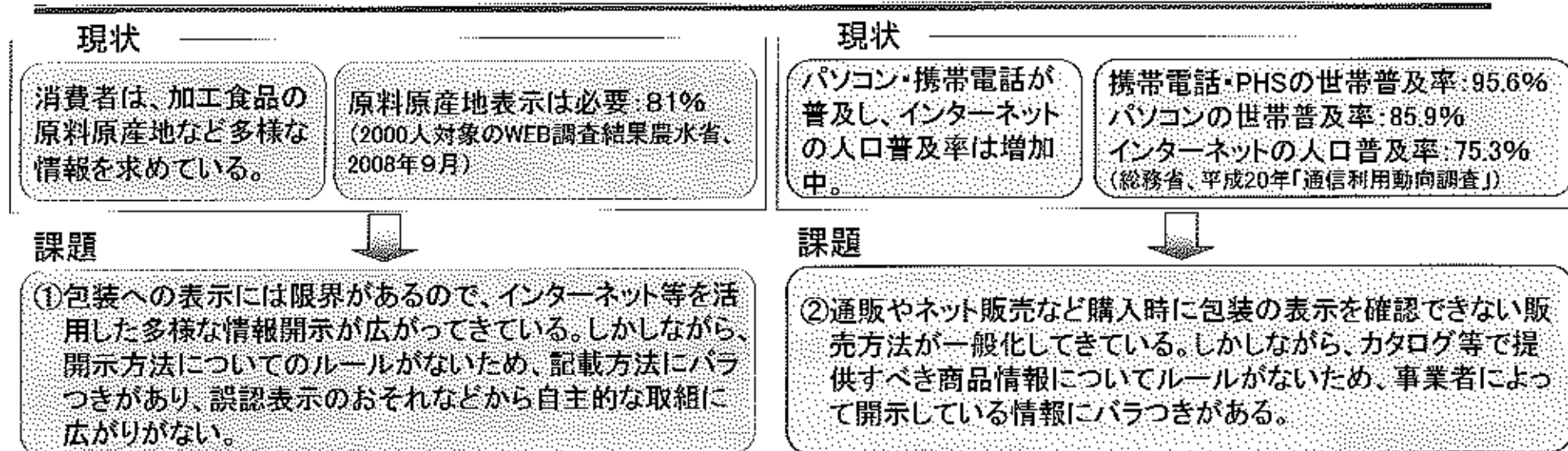
防除

収穫

乾燥調製

麦類の赤かび病による被害を抑制

## ○ 食品情報開示の仕組みの構築



### 情報開示の充実に向けた対応

- 6月26日から、有識者からなる「食品企業の商品情報の開示のあり方に関する検討会」を開催し、秋頃を目途に、
- ①インターネット等による加工食品の原料原産地などの情報の開示のあり方や、
  - ②通販やネット販売などにおいて開示すべき基本的な商品情報等について、方向性をとりまとめる。

- このとりまとめを受け、農林水産省は、
- (1) **情報開示の指針の策定**  
食品企業がインターネット等において商品情報を開示する際の指針を策定する。
  - (2) **業界別情報開示ガイドライン作成の推進**  
加工食品の品目ごとに、原材料の入手方法、消費者の関心の内容等が異なることから、上記の指針を踏まえ、消費者に適切に情報を開示するための業界別のガイドラインの作成、普及等を推進する。
  - (3) **情報提供ツールの作成及び普及**  
消費者が必要な情報を入手でき、事業者が容易に運営可能な情報開示のためのホームページの作成、活用等を推進する。
  - (4) **優良な取組の評価・奨励**  
食品企業の取組を評価し、優良な取組を顕彰して普及する。





# ○ 担い手の育成・確保について

## ＜担い手をめぐる課題＞

### ○ 担い手農家の減少

- ・ 主業農家数は減少(15年45万戸→20年37万戸)、認定農業者数、集落営農数も伸びが鈍化

→ 水田農業集落の4割強で担い手が不在

- ・ 規模拡大は不十分

### ○ 農業従事者の減少・高齢化

(新規に農業に参加する者の不足)

- このままでは現行の「農業構造の展望」で描いている「望ましい農業構造」を実現することは困難

### ＜平成27年の農業構造の展望＞

効率的かつ安定的な農業経営のうち、  
 家族農業経営 33万～37万経営体  
 集落営農経営 2万～4万経営体  
 法人経営 1万経営体

#### 【現状】

認定農業者数 24万4千経営体  
 集落営農数 1万3千経営体

産業としての持続可能性喪失の危機

(担い手の育成が農政の最も優先する課題の一つ)

## ＜現在の主な施策例＞

### 参入を促すための支援

- ・ 農地の貸借の借入主体を原則自由化
- ・ 新規就農青年等に対する無利子資金の貸付け
- ・ 農業法人への雇用の形態での研修支援

### 担い手を育てるための支援

- ・ 認定農業者に対する各種支援策の集中的実施

### 担い手を支えるための支援

- ・ 水田・畑作経営所得安定対策の導入
- ・ セーフティネット資金等の金融支援

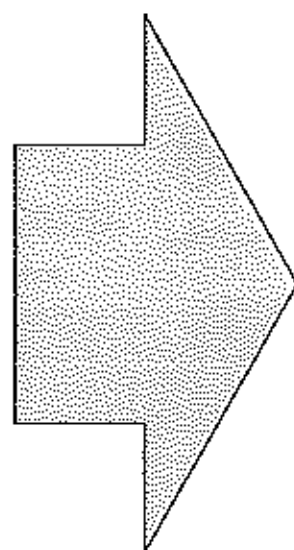
等

## 最近の新たな動き

- 広域的な事業展開や経営の大規模・複合・多角化、他業種との連携等により、経営を高度化させている経営体の出現

- 収入よりも農地・水等の地域資源の保全管理、農業生産活動の継続を優先する組織の出現

等



(多様な担い手育成)  
 担い手の意向 特性に応じた支援策の抜本的な強化が必要

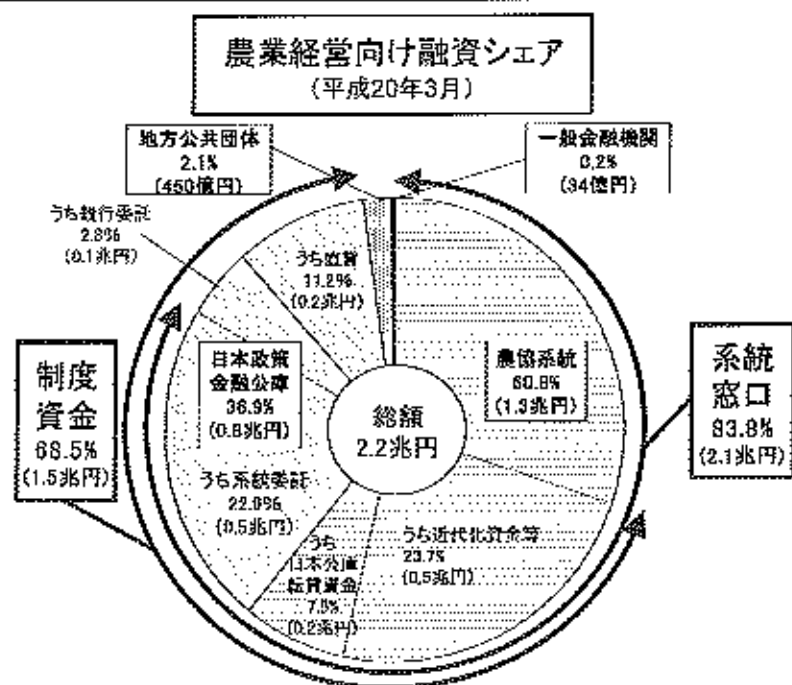


担い手の育成・確保のための支援策

	経営基盤強化法・担い手経営安定法	平成の農地改革	平成21年度当初予算	平成21年度補正予算	今後の取組
担い手の「参入を促す」ための支援	<p>(青年就農促進法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青年等新規就農者に対し、就農支援資金の貸付け等の特別措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借の借入主体を原則自由化し、企業をはじめとする新たな主体の農業参入を促進</li> <li>・農業生産法人と連携する企業は、議決権の1/2未満までの出資を認め、農商連携を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の所在、利用状況に誰でもアクセスできる農地情報共有システムの整備</li> </ul> <p>(92億円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業法人への雇用という形での参入促進のため「農の雇用事業」の充実</li> </ul> <p>(39億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者の機械、施設の導入支援</li> </ul> <p>(55億円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成の農地改革の内容や支援策について、生産現場等に浸透させるよう、徹底的な取組を実施</li> <li>・経済界を含め、幅広く制度を周知し、助言などを実施</li> </ul>
担い手を「育てる」ための支援	<p>(経営基盤強化法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営改善に意欲を有する農業者を認定農業者として認定し、各種支援策を集中的に実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自作地に加え、担い手への貸付農地にも相続納税猶予を適用することで、担い手への農地集積を加速</li> <li>・公的機関が農地を一括引き受け、担い手に再配分する仕組みの創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的機関が農地を一下に引き受け、再配分する農地集積の実証推進</li> </ul> <p>(70億円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の集積に関心の薄い農地所有へのインセンティブを措置する「農地集積加速化事業」の創設</li> </ul> <p>(2,979億円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な担い手の育成に向けて、担い手の意向・特性に応じた支援の充実と新たな支援手法を検討</li> <li>・農地等の地域資源の維持など地域農業の守り手の役割を担う法人の位置づけ等も検討</li> </ul>
担い手の経営を「支える」ための支援	<p>(担い手経営安定法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業構造改革を加速化するため、原則4ha以上の担い手を対象に経営安定のための交付金(生産条件補正交付金や、収入減少影響緩和交付金)を交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者が断然としない耕作放棄地について、所有者の同意なしで利用できる仕組みの創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業法人の自己資本増強のため、資本金の貸付けを拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スーパー・i資金や農林漁業セーフティネット資金の無利子化を拡充</li> <li>・資金繰り支援に向けた緊急保証枠の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手の育成・確保、農地の利用集積が進展するような新たな構造展望を達成するための総合的な工程表を作成</li> </ul>

# ○ 農業金融について

- 農業経営向けの融資については、制度資金のシェアが約7割。
- 貸付原資別のシェアを見ると、農協系統が約6割、公庫資金が約4割。
- 公庫資金の委託貸を含め、農協系統が窓口となっているものは約8割。
- 農業経営における資金調達の実態を踏まえ金融支援策を構築する必要。



注1：日本政策金融公庫は、土地改良区等に対する農業基盤整備向けの貸出を除く。  
注2：一般金融機関の貸出残高は農業近代化資金のみを集計したもの。

## ○ 農協系統等の貯貸率(平成19事業年度)

農協系統	都市銀行	地方銀行	信用金庫
21.8%	72.1%	72.8%	55.8%

$$\text{※貯貸率(\%)} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預貯金}} \times 100$$

### 制度資金の課題

- ・ 広域的な事業展開や経営の多角化などにより、従来の経営には見られなかったような規模・内容の経営が生まれてきており、経営発展に必要な資本や資金調達の円滑化が課題
- ・ 経営の太宗を占める家族農業経営が担保等の状況に応じて、有利な資金をより円滑に借りやすくすることが課題

### 農協系統金融への期待

- ・ JAバンク全体として、農業等融資の実態について、一層の開示
- ・ 農業者等に対する金融の一層の円滑化

# ○ 平成の農地改革の現場での取組の徹底

- 「平成の農地改革」の成否は現場での推進・実行にかかっていると認識の下、関係機関の参画により、強力な推進体制を構築。
- 改正農地法等の内容、予算・税制面の支援措置等をきめ細かな説明会、研修会を通じ、わかりやすいパンフレットやQ&A等により周知徹底。

## スケジュール

○ 改正農地法は6月17日に成立

・ 改正事項の周知  
(わかりやすいパンフレット、Q&A等)

・ 全国的な推進体制の構築

・ 新たな枠組の運用準備  
(農業委員会の体制整備、面的集積組織の設立)

・ できることから早期に着手  
(21年度補正の活用)

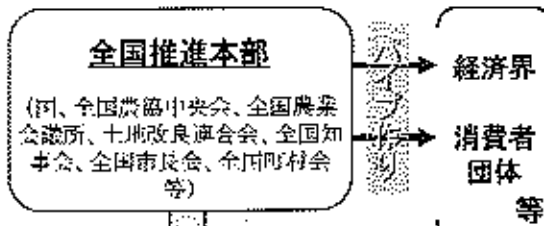
- ・ 担い手への面的集積
- ・ 耕作放棄地解消対策の推進

○ 公布後6ヶ月以内に施行！

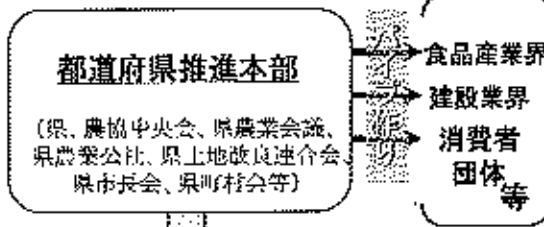
新法の施行準備期間

## 推進体制

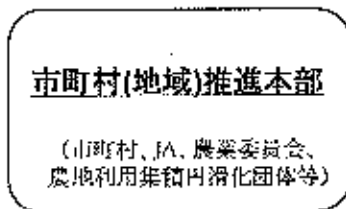
全国段階



都道府県段階



市町村段階



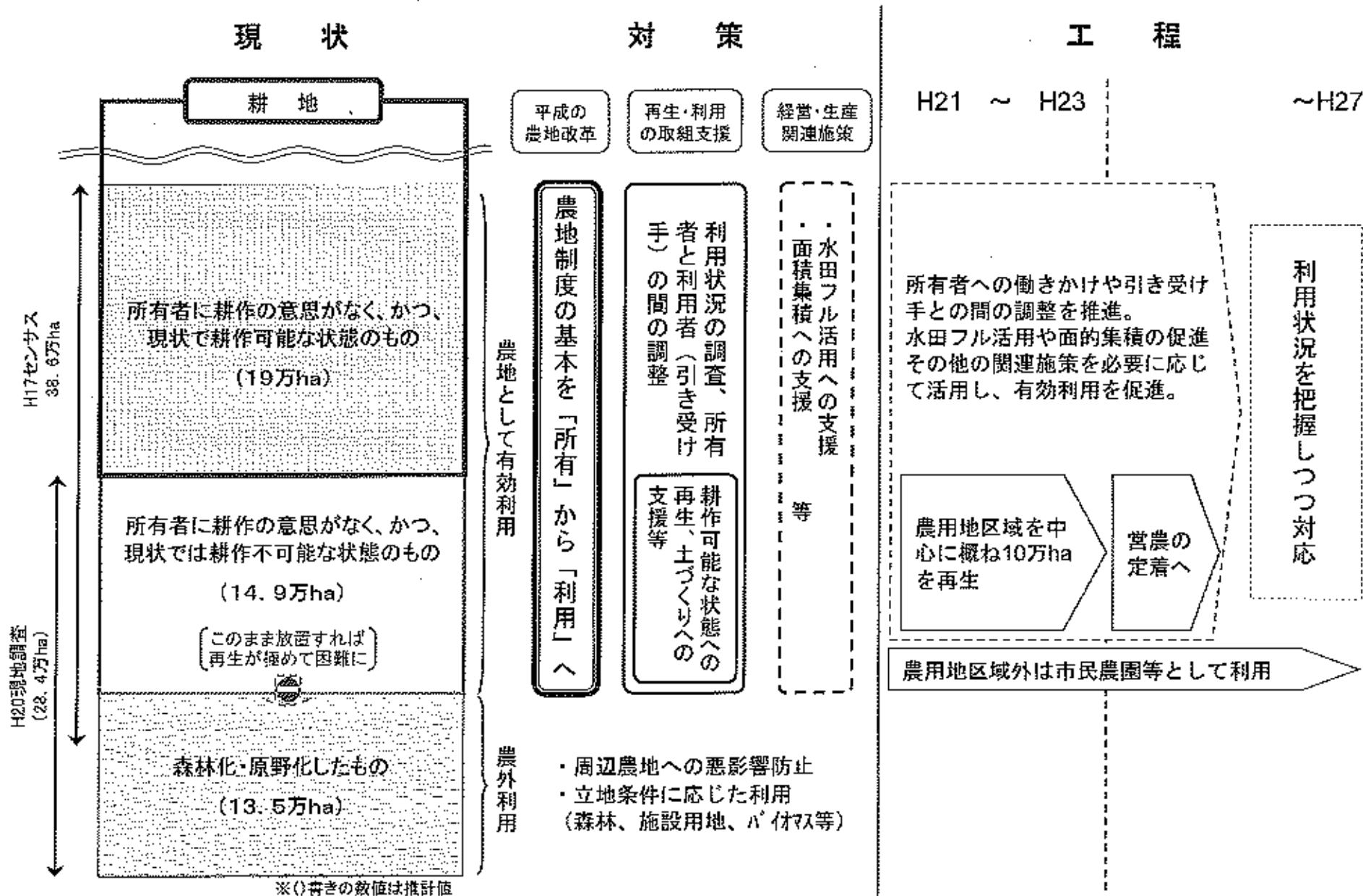
## 重点周知事項

○ 事項別、主体別にメリハリをつけ、きめ細かく重点的に説明

事項	重点的な説明者						
	県・市町村	農業委員会	合理化法人・公社	担い手(農業者)	土地持ち非農家	農協・改良区等	建設・流通業等
農地の面的利用集積	◎	◎	◎	◎	○	◎	
多様な担い手の農業参入	◎	◎	○	◎	○	◎	◎
遊休農地対策	◎	◎	○	○	◎	○	○
農地転用規制の厳格化	◎	◎	○	○	○	○	○

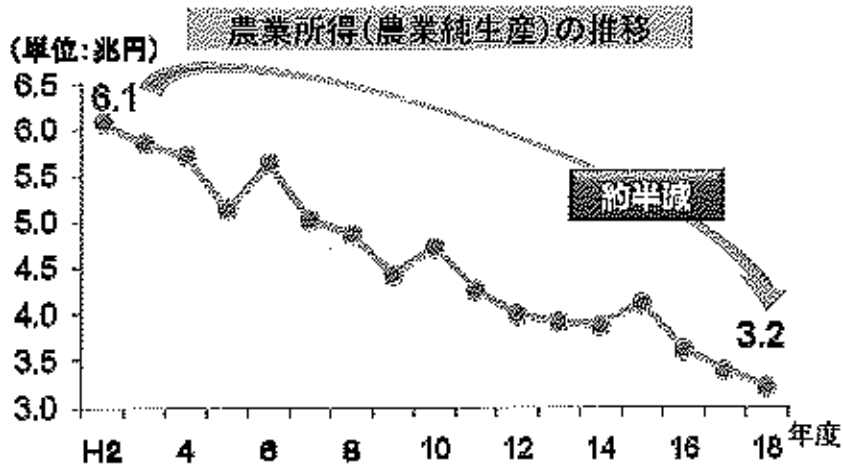
(注) ◎は重点的に説明

# ○ 耕作放棄地解消対策



# ○ 農業所得の増大に向けた取組方向

## 農業所得の増大の考え方

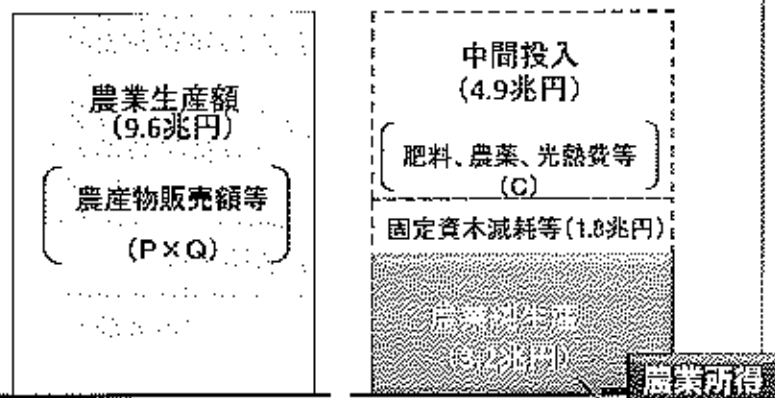


- 農業所得を増大させるためには、ニーズに対応した高品質化や高付加価値化に努めつつ、生産性の向上を図ることにより、消費者・実需者を選択される農産物の生産・販売力を強化していくことが必要
- これは、経営感覚に優れた担い手の育成、規模拡大によるコスト削減、産地の育成など、供給面に係る施策全般を戦略的に展開することで初めて達成されるもの
- これにより、生産者のみならず、消費者・実需者もメリットを享受することが可能

農業生産全般にわたる施策を総合的かつ戦略的に推進し、「農業所得の増大」を目指す

## 農業所得の増大に向けた取組方向

### 農業所得(農業純生産)の構成要素(18年度)



注:農業純生産は、経常補助金を含む。

### 【農業所得の増大に向けた品目毎の戦略的取組の推進】

農業所得を構成する各要素について、以下の取組を推進

- ① 価格
  - ・品質向上などの高付加価値化
  - ・安定供給体制の構築等による市場評価の向上
- ② 生産量
  - ・食料自給率・自給力の向上に向けた品目の増産
  - ・加工・業務用原料など、輸入から国産への転換
  - ・農林水産物・食品の輸出の促進
- ③ コスト
  - ・土地利用型農業における規模拡大によるコスト削減
  - ・肥料、農薬、農業機械等の効率的利用、資材価格の節減
  - ・集出荷・流通コストの縮減
- ④ 加工・流通
  - ・生産段階での加工、直接販売等による付加価値の向上

## ○ 農業所得の増大に向けた品目ごとの戦略的対応方針

### 【品目共通事項】

販売価格（P）の向上	販売量（Q）の拡大	コスト（C）の縮減
<ul style="list-style-type: none"> <li>産地が、販売企画力の強化に向けて新たに販売戦略を策定しようとする取組に対して支援を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>その販売戦略の下で、産地が、加工や直売等の販売面での工夫による高付加価値化に取り組む場合に支援を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その販売戦略の下で、産地が、加工・業務用需要に応じた生産を通じた販売量拡大に取り組む場合に支援を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その販売戦略の下で、産地が、新技術の導入等によるコストの縮減に取り組む場合に支援を実施。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>地産地消の取組をさらに促進するため、直売所の整備、ネットワーク化のほか、加工施設の導入による高付加価値化や企業等との連携強化等への支援を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>WTOにおける議論の進捗状況を見極めながら、決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等が適切に管理された農林水産品に対する地理的表示を支える仕組みについて、国内企業等の既存の取組との調整を図りつつ検討を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>肥料、農薬、農業機械の主要な生産資材費の低減に向け、資材の製造・流通段階での資材価格抑制のための取組の推進及び低価格資材の普及を図るとともに、農業生産者段階における資材の効率的な利用を促すための対策を重点的に推進。</li> </ul>

【米】

販売価格（P）の向上	販売量（Q）の拡大	コスト（C）の縮減
<ul style="list-style-type: none"> <li>主食用米の需給緩和、流通の多様化、消費者の低価格米志向等により、基本的に下落傾向。直接販売、付加価値の向上など、実質的な主食用米価格の引き上げ努力が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主食用米の国内消費量は、人口減少の中で拡大は非常に困難。海外主食用米市場の開拓が重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営体の規模や地域特性を踏まえた直播技術など低コスト化技術の普及を図るとともに、規模拡大や農業機械の水稻・麦・大豆汎用利用による効率的利用を推進。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>米粉用米・飼料用米等は、生産者と実需者の連携した取組を支援すること等により需給規模の拡大・定着を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カントリーエレベータ等の産地基幹施設について、低廉な乾燥調製サービスの提供や品質管理機能の強化、販売力の優れた生産法人等へのサイロ貸しなどによる活用を推進。</li> <li>農地流動化や担い手向け経営安定対策の充実等により水田農業の構造改革を推進。</li> <li>米粉用米、飼料用米等の新規需要米の本格生産に取り組むことにより、米作付規模を拡大。</li> </ul>



【園芸作物】

品目	販売価格（P）の向上	販売量（Q）の拡大	コスト（C）の縮減
園芸作物 一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度な環境制御により、高付加価値な野菜などの計画生産・出荷を可能とする植物工場について、今後3年間で設置数の3倍増を目標に普及・拡大。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象災害に強く設置コストを削減した低コスト耐候性ハウスの導入を推進。</li> </ul>
野菜	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場価格（＝ニーズ）に応じて機動的な品目転換、多品目生産を進めることで産地の収益性を向上させる仕組みが必要。このため、野菜指定産地制度の見直し検討を開始。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> <li>加工・業務用需要に対応し、国産野菜等の供給を増大させるため、生産・流通・製造のサプライチェーン構築支援の強化を推進。</li> </ul>	
果実	<ul style="list-style-type: none"> <li>産地の戦略に基づく優良品目・品種の導入や圃地整備等への支援実施。今後は、特にマーケティングに基づいた生産・出荷を図るための体制構築を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画生産・出荷の的確な実施と一時的な出荷集中時における市場隔離措置の機動的な運用。</li> </ul>		
花き	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業所得増大の観点から、非食用高収益作物である花きについてもその市場拡大を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>	

【畜産物】

品目	販売価格（P）の向上	販売量（Q）の拡大	コスト（C）の縮減
牛乳・乳製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛乳生産者団体の機能強化や乳業メーカーの工場再編・統合等による適正な価格転嫁・交渉力を向上。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>同左。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>今後とも需要の拡大が見込まれるチーズ等について、供給量の拡大や国産乳製品の国際競争力強化に向けた取組を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼料稲のフル活用や飼料生産受託組織（コントラクター）の経営高度化、草地生産性の向上、粗飼料の広域流通体制の整備、エコフィードの活用等による飼料自給率の向上を推進。</li> </ul>
肉用牛	<ul style="list-style-type: none"> <li>国産牛肉のブランド化に向けた地域の販売戦略策定や飼養管理技術の向上等を支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな輸出への取組や生産者団体による直接販売や外食事業者等との連携強化を通じた販売ルートの開拓を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼料稲のフル活用やコントラクターの経営高度化、草地生産性の向上、水田放牧の推進、粗飼料の広域流通体制の整備、エコフィードの活用等による飼料自給率の向上を推進。</li> </ul>
豚	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼料用米給与畜産物の高付加価値化、エコフィード利用畜産物認証制度の検討、銘柄豚の確立を支援。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな飼養管理方法の実証、事故率低減や繁殖性の向上等による生産性向上に係る取組を支援。</li> <li>食品残渣を利用した発酵リキッドフィードの導入等エコフィードの利用拡大を推進。</li> </ul>

【畜産物（つづき）】

品目	販売価格（P）の向上	販売量（Q）の拡大	コスト（C）の縮減
鶏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 需要動向に応じた鶏卵生産者の自主的な需給調整の取組を推進。</li> <li>・ 地鶏や銘柄鶏の産地と消費者との交流等理解醸成に係る生産者団体等の取組を推進。</li> <li>・ 飼料用米給与畜産物の高付加価値化を支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加工・業務用需要の拡大に向けた、低需要部位（むね肉等）に関する調査・分析の取組を支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理・加工コストの低減等に向けた、GPセンター（鶏卵選別包装施設）や食鳥処理場の機能や衛生管理の向上等の取組を支援。</li> <li>・ 飼料用もみに係る農薬の適正使用等の取組を支援。</li> </ul>
飼料（畜産物共通）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼料用米や高品質な稲発酵粗飼料（WCS）の給与による畜産物の高付加価値化を実証することにより、これらの飼料の利用価値を向上。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域流通による粗飼料の安定供給体制の整備を推進。</li> <li>・ 耕畜連携による水田での粗飼料生産を拡大。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同左</li> <li>・ コントラクター等の経営高度化を支援。</li> <li>・ 優良品種の導入、草地基盤整備等による草地生産性向上を推進。</li> </ul>

【麦類（小麦）】

販売価格（P）の向上	販売量（Q）の拡大	コスト（C）の縮減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要の強いパン・中華めん用に専用品種の作付拡大を図るとともに、製粉企業や食品企業等と連携した国産小麦による多様な商品・サービスの提供を推進。</li> <li>・経営所得安定対策の成績払の単価について、引き続き、品質に基づいて差を設けることにより、国内産麦の品質を向上。</li> <li>・国内産麦の取引ルールについては、生産者、実需者等で構成される民間流通連絡協議会において、適時適切に見直し。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地集積や裏作交の作付拡大による農地及び農業機械・施設の効率的利用を図るとともに、良質かつ多収品種への作付転換、不耕起栽培等省力低コスト化技術の導入、低廉な乾燥調製サービスの提供等を推進。</li> </ul>

【豆類（大豆）】

販売価格（P）の向上	販売量（Q）の拡大	コスト（C）の縮減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実需者との契約栽培や、収穫前入札の導入による安定的な取引関係の構築、特徴ある品種の活用等による高付加価値化を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質や収量の安定化のための栽培技術体系である大豆300A技術や転作田における地下水位制御システム（FOEAS）を普及。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・担い手への利用集積や水田フル活用による農地（借地）及び農業機械・施設の高度利用を推進。</li> </ul>

【その他】

品目	販売価格（P）の向上	販売量（Q）の拡大	コスト（C）の縮減
ばれいしょ		<ul style="list-style-type: none"> <li>ばれいしょの主要な仕向先の一つであるフライドポテト市場においては、輸入品が圧倒的シェアを占めるが、その国産シェアを向上させるため、フライドポテト用原料の安定供給体制を構築。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高品質（打撲が少ない等）ばれいしょを低コストで供給できるソイルコンディショニング技術等の導入を推進。</li> </ul>

## ○ 農協の経済事業について

- 今後の農協の事業・組織展開にあたっては、社会経済情勢の変化や組合員のニーズの変化を的確に捉えて行うことが必要。
- その中で、農協の経済事業については、販売農家数の減少や農産物の流通の多様化、改正農地法等の成立による担い手の変化などを踏まえた対応が必要であり、国としては、「農協の新事業像の構築に関する研究会」(本年5月第1回開催。9月までに5回開催予定)を立ち上げこのような論点について検討。

### 農業・農協を巡る現状

#### 生産面の現状

- 農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加
- 兼業化の進展(農業所得依存者数の低下)の一方で大規模農業法人等の出現、農外からの参入者や新規就農者の増加等により農業者のニーズの多様化

#### 流通面の現状

- 農産物の流通の多様化
- 加工品や外食向けの需要の拡大
- 農協の農産物取扱高の停滞・減少

農協事業の  
対応は不十分

#### 農業者の農協への期待

- 流通が多様化する中で、農業者は農協に対して農畜産物の販売力強化を期待
- 農業者は生産コストの縮減に向けた生産資材価格の引き下げなどを期待

### 農協事業の処方箋

#### 販売力の強化

- 新たな担い手の育成を行う中で法人等の担い手とJAがタイアップした販路の開拓
- 直売所を活用した販売力の強化など

#### コストの縮減

- 全農県本部等を活用した広域物流の構築
- 担い手に対する大口利用割引の推進など

#### 地域農業の維持

- 担い手が不足する地域での
  - ①改正農地法等の成立を受けた農協による農業自営
  - ②JA出資法人の展開など

農協系統自身の取組

# ○ 所得増大のための輸出戦略について

～ 農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする目標の達成に向けて ～

## 施策のポイント

## 具体的な施策

### 輸出環境の整備

【農林漁業者等がより一層輸出しやすい環境の整備】  
国として相手国・地域に対する検疫等のルールの改善等を要請

- 検疫協議の加速化による検疫問題の解決や輸出検査の体制の強化
- 輸出に係る証明書の円滑な発行
- 有機JAS規格の同等性に関する相手国審査の迅速化の要請
- 輸出の拡大が期待される品目の関税撤廃・削減
- 加工施設等におけるHACCP手法の導入
- 生産段階におけるGAP手法の導入

### 品目、国・地域別の戦略的な輸出対策

【特定重点品目と特定重点地域の設定】  
既存の重点品目・地域に加え、新たに支援事業をさらに集中的に実施する品目・地域を設定

- 特定重点品目と特定重点地域の設定（東アジア向け米・野菜・果実・木材、東南アジア向け食肉・水産物、北米向け食肉・茶・水産物、中東向け加工食品）
- 品目別の工程表の策定
- 知的財産戦略・ブランド戦略の推進、供給基盤の強化への支援
- 技術開発の推進

### 意欲ある農林漁業者等に対する支援

【きめ細かな事業者支援活動】  
新規に意欲をもって輸出に取り組む者だけでなく、既に開拓されてきた販路も重視して支援

- 国内外バイヤーとの商談機会の提供
- 丁寧な相談体制等の充実
- 意欲ある農林漁業者等の海外における事業活動に対する支援
- セミナー等を通じた市場動向等の提供
- 農商工連携を通じた新商品の開発、生産、販売の促進

### 日本食・日本食材等の海外における需要開拓

【国際ニッポン食品フロンティア構想の推進】  
現地商流ネットワークの構築により海外のさらなる需要開拓を図る

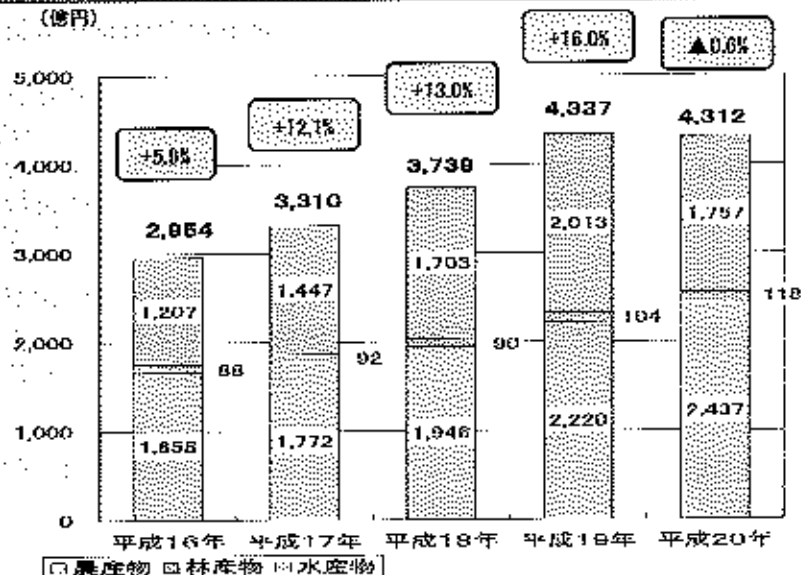
- 海外の日本食レストランを通じた日本食の普及
- 日本食材を活用する人材の育成
- 広報内容の充実及び戦略的な広報の実施
- 人的つながりの構築によるマッチング支援活動の展開
- 「WASHOKU-Try Japan Good Food」事業等の実施



# 【参考】輸出額の推移と内訳

## 輸出額の推移

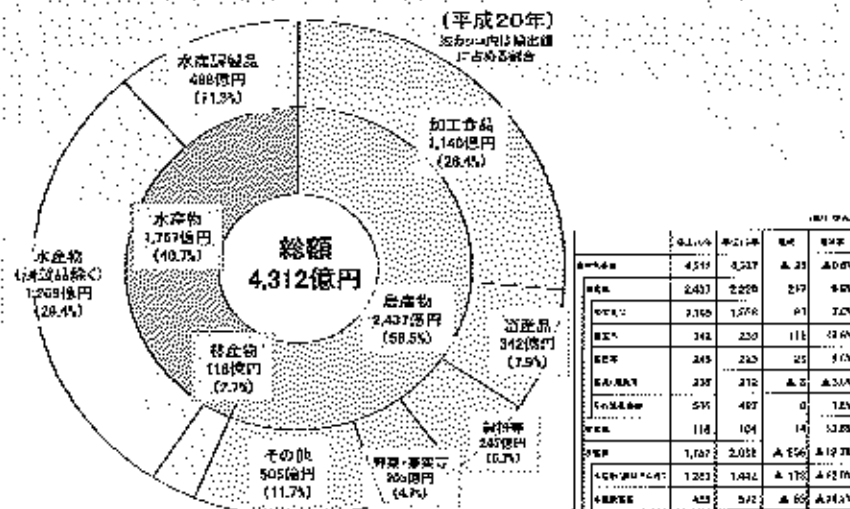
近年、拡大傾向で推移(輸出額は平成16年→19年で1.5倍)してきたが、平成20年秋以降の世界的な景気後退や円高等の影響により、輸出をめぐる環境は厳しい状況。本年1月には対前年同月比30%減だったが、4月には6%減まで回復。



	平成19年	平成20年	増減率
農林水産物	4,937	4,312	▲12.6%
林産物	2,220	2,437	9.8%
水産物	2,013	1,757	▲12.7%

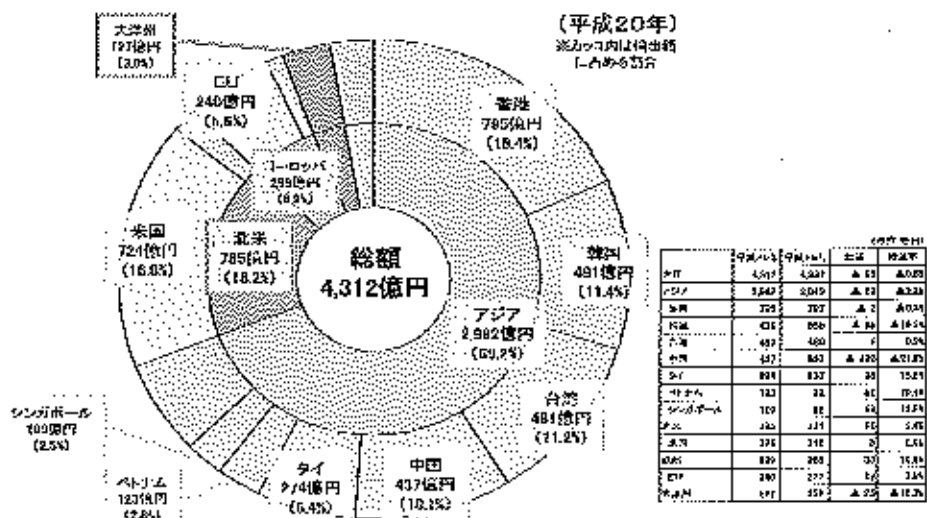
	平成19年	平成20年	増減率
全体(総輸出額)	899,914	910,187	▲3.6%
自動車(輸出率)	120,421	119,486	▲0.8%
鉄鋼材料	18,984	15,298	▲18.9%

## 輸出額の品目別内訳



品名	平成19年	平成20年	増減	増減率
自動車	4,519	4,337	▲182	▲4.0%
鉄鋼	2,403	2,298	▲105	▲4.4%
資源品	2,369	1,576	▲793	▲33.5%
資源	343	230	▲113	▲32.9%
資源品	249	230	▲19	▲7.6%
資源品	237	212	▲25	▲10.5%
資源品	536	497	▲39	▲7.3%
資源品	114	104	▲10	▲8.8%
資源品	1,007	2,032	▲1,025	▲102.5%
資源品	1,287	1,442	▲155	▲12.1%
資源品	423	572	▲149	▲35.2%

## 輸出額の国・地域別内訳



国・地域	平成19年	平成20年	増減	増減率
アジア	4,519	4,337	▲182	▲4.0%
アメリカ	2,642	2,049	▲593	▲22.5%
ヨーロッパ	229	297	▲68	▲29.7%
中国	415	859	▲444	▲108.2%
韓国	497	480	▲17	▲3.4%
台湾	527	543	▲16	▲3.0%
その他	834	837	▲3	▲0.4%
シンガポール	123	11	▲112	▲91.1%
インドネシア	109	81	▲28	▲25.7%
オーストラリア	226	211	▲15	▲6.6%
ニュージーランド	226	211	▲15	▲6.6%
その他	290	292	▲2	▲0.7%
その他	497	497	▲0	▲0.0%

## ○ 食料自給率目標の検討方向

### ＜現行の食料自給率目標の位置付け＞

《現行の食料自給率目標（平成27年度）》

- カロリーベース 45%
- 生産額ベース 76%

#### 【目標設定の趣旨】

・ 消費面では、国民の健康の維持等の観点からの望ましい食生活を前提に、生産面では、国内の農業生産の持てる力の最大発揮を前提に、それぞれの面での課題が解決された場合に実現される目標値。

#### 【カロリーベース自給率】

・ 食料が生命と健康の維持に不可欠な最も基礎的な物資であるとの観点から、基礎的な栄養価に着目。

#### 【生産額ベース自給率】

・ 国民の健康の維持増進の上で重要な役割を果たす野菜・果実や、相当割合で国内で生産されているにもかかわらず、飼料の多くを輸入に依存しているため、カロリーベースの自給率が低く算出されている畜産物等の生産活動をより適切に反映。

#### 【食料安全保障との関係】

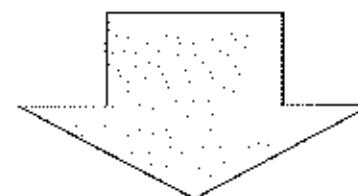
・ 食料自給率の数値は、ある時点の食生活とそれを前提とした国内生産の結果を反映したもの。直ちに不測の事態における国内農業の食料供給力の程度を示すものではない。

・ 食料自給率の目標を策定し、その達成に向けて、我が国の気候風土に根ざした持続的な生産装置である水田を始めとする農地や農業用水等の必要な農業資源の確保、農業の担い手の確保及び育成、農業技術水準の向上等を図ることは、国内の農業生産の増大や不測時における食料安全保障の確保につながるもの。

### ＜課題＞

食料自給率については、以下の課題等が指摘。

- 生産、消費両方の双方の動向で数値が変動する
- カロリーベースでの表示を基本としていることから、畜産や野菜の貢献度が低く報告される
- 農業生産の構成要素である農地・人・技術との関係が不明確であり、農業政策の目標として不十分

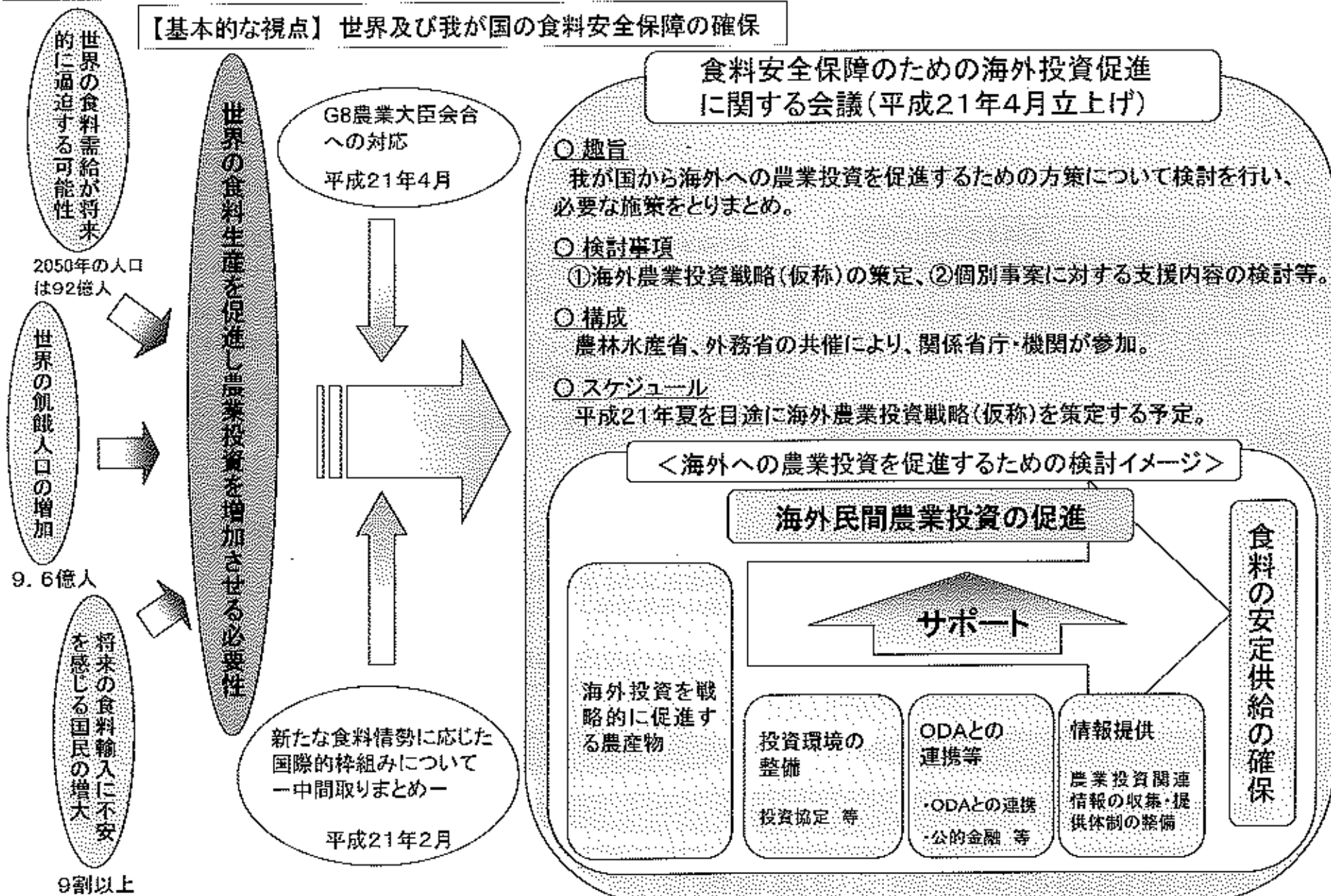


### ＜検討方向＞

- 農業生産の構成要素である農地・人・技術の要因変化によって農業生産がどのように変化するかを示す指標を開発する方向で検討
- また、生産要素である農地・人・技術に関する政策目標を定める方向で検討

# ○ 我が国からの海外民間投資の促進について

【基本的な視点】 世界及び我が国の食料安全保障の確保



# ○ 輸入の安定化、適切な施肥の指導等を含めた総合的な肥料確保戦略

対応策

左記対応策を具体化するための施策

## 【原料安定確保】

### 海外原料の安定確保

- 輸入先の多角化
- 民間が行う
  - ・資源探索・開発
  - ・現地プラント設置
 等による安定供給先確保に向けた取組の支援

### 国内資源の有効活用

- たい肥中の肥料成分を勘案した施肥設計
- 地域の低利用資源(家畜ふん尿、メタン発酵消化液)の有効活用
- 下水汚泥からの回収りん酸等、未利用資源の利用技術の開発・普及
- ほ場に蓄積した不溶化りん等の利用技術の開発

## 【施用量の抑制】

- 土壌診断に基づく適正施肥の徹底
- 局所施肥技術等、施肥効率を高める新技術の導入

### 実施中のもの

- 資源・エネルギーの安定供給を目的として「資源確保指針」を策定(20年3月閣議了解)
- 国際協力銀行において投資金融や輸入金融等の日本企業の海外での資源開発を支援する融資制度を準備
- (独)日本貿易保険において資源エネルギー保険等の海外での資源確保に対応した商品を準備

- 未利用資源等に由来する肥料の導入実証の支援
- 低利用・未利用資源の効率利用に資する高付加価値化(ペレット化等)装置の整備の支援
- 関係省庁との連携による下水汚泥等から回収したりん酸の肥料利用の促進(国交省は、需要先と連携したりん回収・資源化の指針策定に向けた調査費を21予算で計上)
- 緑肥や土壌微生物等の生物機能を利用した不溶化りんの活用に向けたプロジェクト研究の実施(21~25年、技会で予算計上)

- 地域の土壌診断実施体制の整備の支援
- 効率的施肥技術導入実証の支援
- 有識者等による検討会の開催により、効果的な施肥コスト低減対策のあり方を明確化(21年6月を目途に中間取りまとめ)

### 新たな実施が必要なもの

- ① 原料安定確保に向けた戦略会議の設置  
関係省庁等の参画を得て、戦略会議を設置し、具体的な対応策を検討
- ② 安定した原料供給先の確保  
潜在的供給国の探索や原料輸出国へのミッション派遣等による働きかけを実施
- ③ 危機管理体制の整備(長期的視点)  
原料の世界的な需給動向の分析を通じて、我が国の肥料供給におけるクリティカルポイントを明らかにし、効率的なリスク管理体制の整備を検討

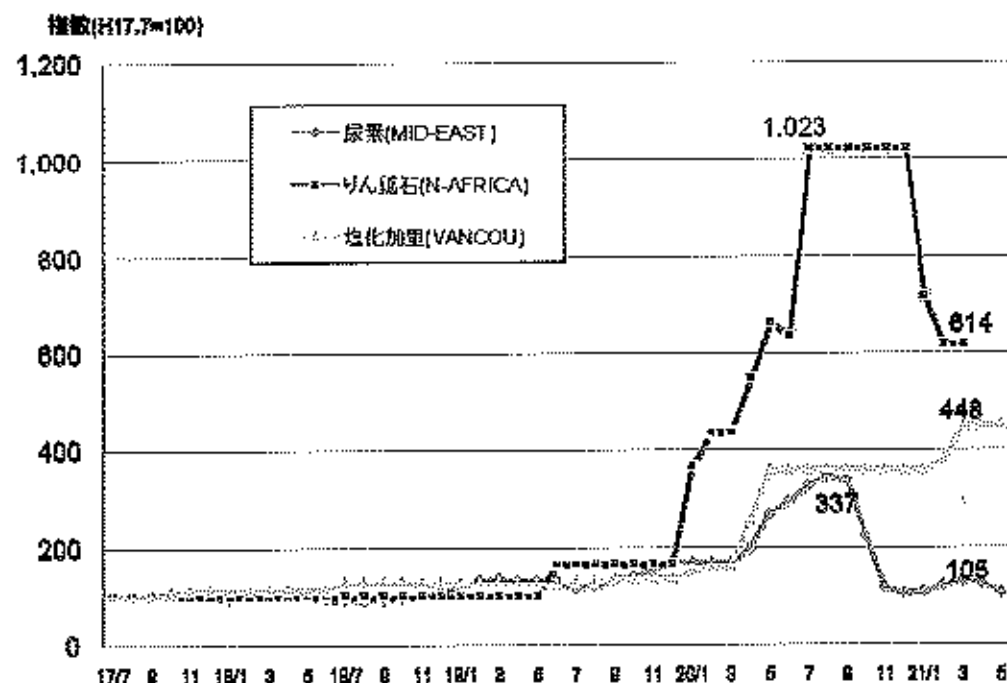
- 未利用・低利用地域資源の活用  
地域の未利用・低利用資源に由来する肥料の導入・普及を図るため、モデル実証の取組や肥料化施設の整備等を推進

- 適正施肥、効率的施肥の一層の推進  
地域における土壌診断結果に基づく適正施肥等の指導体制強化を推進

## 【参考】肥料原料(りん酸、加里)需給の実態

- 肥料原料となるりん鉱石、塩化加里は地域的に偏在。
- 昨年、中国、インド等における食料増産や米国、ブラジルにおけるバイオ燃料の増産により、世界の肥料需要量が増大する中、原料供給のひっ迫感から輸入国における買い急ぎが過熱し、昨年の世界的な原料市況の異常高騰を惹起。
- 世界の肥料原料の経済埋蔵量は、りん鉱石で90年分、塩化加里で231年分が存在。

肥料原料の国際市況の推移(指数)



資料:米国の調査情報誌のデータを農林水産省農業生産支援課で指数化

りん鉱石、加里鉱石の資源埋蔵量

### りん鉱石

(単位:百万鉱石トン)

	08年産出量	経済埋蔵量	基礎埋蔵量
モロッコ及び西サハラ	28 (17)	5,700 (38)	21,000 (45)
中国	50 (30)	4,100 (27)	10,000 (21)
南アフリカ	2 (1)	1,500 (10)	2,500 (5)
米国	31 (19)	1,200 (8)	2,400 (5)
世界計	167 (100)	15,000 (100)	47,000 (100)
可採年数		90年	281年

### 加里鉱石(塩化加里)

(単位:百万成分トン)

	08年産出量	経済埋蔵量	基礎埋蔵量
カナダ	11 (31)	4,400 (53)	11,000 (61)
ロシア	7 (19)	1,800 (22)	2,200 (12)
ベラルーシ	5 (14)	750 (9)	1,000 (6)
ドイツ	4 (10)	710 (9)	850 (5)
世界計	36 (100)	8,300 (100)	18,000 (100)
可採年数		231年	500年

資料:USGS(米国地質研究所)「Mineral Commodity Summaries 2009」

注:1 ( )内の数値は世界計に対するシェア

2 経済埋蔵量は、現在の技術、コスト水準で産出することが可能な量

3 可採年数は、「埋蔵量÷08年産出量」により算出

# ○ 農山漁村総合活性化対策

連携を軸とし地域資源を活かす ～21世紀のフロンティア～

我が国農村は、過疎化、高齢化、所得機会の減少が進行。近年、兼業機会の減少も重なり地域活力の低下が懸念。



農村活力の再生へ向けた3つのキーワード

①地域コミュニティの維持 ②所得・就業機会の確保 ③環境保全

国全体の農山漁村活性化の道標【農山漁村活性化ビジョン】

## ②所得機会・就業機会の確保

～多様な人材が多様な収入を得る農山漁村～

農業所得の低迷・兼業機会の減少→農産物の高付加価値化・ブランド化による農業所得の増加と地域資源を活かした産業創出や都市との交流等による所得の確保が課題。

農業の活性化  
による農業所得の増大

都市農業の振興  
新鮮な農産物の供給と農業・農村への理解増進

農商工連携  
中小企業者との連携  
による新展開

農林水産物の  
高付加価値化とブランド化  
(産地加工、産直、地産地消)

産業誘致  
特例措置による工業等の導入

新産業創造  
農村の多様な地域資源の活用

都市と農山漁村の共生・対流の推進

- 子ども農山漁村交流プロジェクト
- 観光庁等との連携による新たな交流需要の創出

中山間地域等関係行政機関の連携を促し、中山間地域における農産物の高付加価値化の進行・実現性の向上を図る。

## ①地域コミュニティの維持

～高齢・兼業農家も安心して生活～

市町村合併により役場の目が農村部に届きにくくなり、住民も高齢化。→企業・NPOの参加によるサービス提供の新しい仕組みが必要  
地域の課題を自分たちで解決しようという意欲をどう引き出すか。→農村部に不足する人材・資金・技術等の注入が必要

衣食住 医療 介護福祉 高齢者介護 配食サービス 教育 地域公共交通 コミュニティバス の確保

伝統文化の保全

ITインフラの整備(インターネットで生活必需品購入)

鳥獣害対策

## ③環境保全・回復

～美しい田園空間の提供～

人口減・少子高齢化により美しい農村景観や豊かな生態系の維持が困難 → 美しい景観や環境・生態系を保全回復し、美しい地域やそこの農産物のブランド化につなげる。

国土保全 生態系 景観 の保全

地球温暖化防止への貢献

- 農村地域における小水力・風力などの未利用な再生可能エネルギーを活用したCO2削減
- 農地への炭素貯留

耕作放棄地の解消

産業廃棄物対策

農地・水・環境保全向上対策  
平成19～23年度[24年度見直し]

定住自立圏構想

定住に必要な都市機能の  
集積がある中心市

協定を締結

周辺市町村

密接に連携

分担

地域マネジメント法人の設立

農山漁村

農山漁村

農業集落において農業生産法人や農地・水・環境保全向上対策の活動組織等を母体として設立。新たなサービス提供や地域資源活用ビジネスを実施

地域マネジメント法人が行う住民への新たなサービス提供、地域資源活用ビジネス、里地里山等での環境保全等の取組みに対する支援を検討中



# ○ 「緑と水の環境技術革命」の実現

## 「緑と水の環境技術革命」

- 耕作放棄地の1割にあたる4万haに太陽光パネルを設置した場合  
⇒ 約650万世帯分の電力供給が可能(東京都:616万世帯)
- 我が国のバイオマス(年間3億2千万トン)をすべて発電に利用した場合  
⇒ 約1,600万世帯分の電力供給が可能(関東地域:1,800万世帯)



先端技術を活用し、農業・農村の潜在力を発揮させ、新たな食料資源産業を創造

6兆円規模の新産業を創出し、エネルギー問題、農山漁村の活性化を一気に解決

### コンセプト

- 農業・農村の未利用資源を他省庁、民間企業、学界に広く開放
- 農業以外の分野から資金や技術、人材を投入



### 具体的施策

- ① 国を挙げての総合戦略策定
- ② 新産業創出に向けた支援体制の整備
- ③ 民間企業の参入リスクの軽減

## 支援対象プロジェクト

### 緑と水の環境技術革命

#### バイオマス新産業創出プロジェクト

未利用バイオマスを活用した新素材等の製造

#### アグリ・ヘルス産業開拓プロジェクト

遺伝子組換え技術や植物工場を活用した医薬品等の生産

#### 未利用エネルギー活用プロジェクト

バイオマスや太陽光、水力など自然エネルギーの有効活用

### 現状

素材部門	9.4兆円
医薬品部門	6.4兆円
燃料・プラスチック部門	21.6兆円
電力・ガス部門	27兆円



### 10~20年後

#### 6兆円規模の新産業を創出

- チノール・ポリマーの新素材
- リサイクル産業の機能性食品
- バイオ燃料・ハイブリッドプラスチック
- バイオガス発電、太陽光・水力



# ○ 農山漁村 IT活用総合化プロジェクトの推進

農業・農村の現状は厳しい状況にあるが、データの活用による管理分析農業や人工衛星活用による栽培管理、他産業との連携など新しいスタイルでの農業の取組が見られる。こうした農業では、世界最高の情報通信基盤・技術(IT)が活用されており、今後、普及が期待される。このため、関係省庁と連携して、農林水産業をはじめ農山漁村でのあらゆる分野でITの活用に取り組む地域を支援し、「省力」「売上」「便利」「元気」「安心」の効果を発現させて地域の活性化を図る。

## 現状

### 農業・農村の現状

農業・農村は食料供給の役割をはじめ多面的な役割を有しているが一方、農業の就業人口は減少傾向、高齢化が進展し、担い手が不足。



### 新しいスタイルでの農業の取組

データをベースとした管理分析農業を実践する農業法人、人工衛星を使って最適熟期の収穫等効率的営農、流通・加工・外食等の分野と連携して農産物の付加価値を高める取組が見られる。



### 期待されるIT活用

IT活用により、農林漁家の経営力がさらに強まり、農林水産業の振興が進み他産業との連携ができ、他分野(観光、交通)へも広がって地域全体が活性化する可能性が高まる。

全国  
各地域で  
のIT活用

## 対応等

### 1 推進体制

① 農山漁村IT活用総合化プロジェクト推進連絡会議(仮称)  
総合的なITの活用に取り組む地域に対して支援するため関係省庁が連携。  
第1回協議会を7月に開催予定。

### ② 地域説明会

農山漁村の現場でIT活用による地域の活性化が広まり深まるよう、今秋以降関係省庁と連携して、各地域で説明会を開催。

### 2 推進の柱

- ① 推進基本方針の策定
- ② 各地域でIT総合活用を検討する場(地域協議会)を設置
- ③ 地域協議会が描く総合活用プランへの支援
  - ア 取組事業に対する財政支援
  - イ 説明会等を通じた協議会に対する指導・助言

農山漁村地域の活性化

## 効果

農林水産業を中心として生産、流通、消費の各段階や生活の中でIT活用が取り込まれる。この結果、「省力」「売上」「便利」「元気」「安心」の効果が発現する。

省力

携帯電話を活用した農作業記録の自動化、センサー・ロボットを活用したほ場・ハウス・畜舎の監視・管理作業の省力化

売上

電子地図、衛星を活用した産地ぐるみの栽培管理により作物の取量・品質向上で売上を増加

便利

ブロードバンドを活用したネット販売、農作物市況・営農情報提供、電子商取引、行政サービスの提供で情報を簡単入手、便利な暮らし

元気

携帯電話を活用した観光情報、地域情報、直売所情報の提供で人が集まり地域が元気

安心

携帯電話を活用した子どもの見守り、遠隔健康相談、交通情報の提供で安心した暮らし